

地方創生の更なる推進に向けた 地方拠点強化税制の見直しに関する指定都市市長会要請

令和7年6月に閣議決定された『地方創生2.0基本構想』の中では、急速な人口減少や東京一極集中により、地域の様々な分野で人材の不足などが生じ、地域コミュニティや地域経済の持続可能性に悪影響を与えていることや、若者や女性の地方離れが進行していることなどが示された。これに対して、地域の主体的な取組等をより強力に後押しし、地方起点の課題に対する規制改革や諸制度の見直しなどに取り組むことが国の役割とされたほか、東京一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図ることとされたところである。

全国の資本金10億円以上の大企業のうち半数以上が東京都に集中しており、地方法人二税における人口1人当たりの税収額が全国平均の2倍以上となるなど、税源の偏在が顕著となっている。この結果、本来、居住地域にとらわれず等しく提供されるべき子育て、教育、福祉といった分野において、行政サービスの地域差が浮き彫りとなっており、財政力豊かな東京都とそれ以外の地域との格差が拡大している。指定都市においても人口減少局面を迎えている中、東京都は昨年1年間で9万人以上の人口増となるなど、今後も東京都への一極集中とともに、指定都市を含めた地域の衰退が更に進むことが強く懸念されており、こうした中においても、指定都市が、圏域全体の活性化や発展をけん引していく役割を担うことが求められる。

平成27年に創設された地方拠点強化税制は、これまで税額控除の拡充や適用要件の緩和により、地方における質の高い雇用の場の創出や地方への人の流れを生み出すために活用されてきた。しかしながら、本制度の支援措置の認定を受けた事業件数の実績は目標値を下回っており、令和7年4月末時点で移転型の実績は74件に留まるなど、東京からの移転を検討する企業に十分に活用されていない状況もある。本制度を有効活用するためには、要件緩和や企業メリットの拡充等、更なる制度の拡充が求められる。

ついては、指定都市が若者・女性にも選ばれる地方、高齢者も含め誰もが安心して住み続けられる地方を構築し、地方創生を力強く牽引するため、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

- 1 令和8年3月31日までの適用期限を延長すること。また、本社機能の移転や拡充には、構想から実現まで相当程度の期間を要することから、延長にあたっては、企業における長期的な検討が可能となるよう、制度の恒久化を含め検討すること。
- 2 首都圏も含め、イノベーションを誘発する拠点としての機能など、指定都市が果たす多様な役割を踏まえ対象地域を見直し、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏の全域を優遇措置の対象とすること。
- 3 移転型では、東京23区からの転勤者に係る過半数要件を緩和するとともに、インセンティブの拡充や周知の強化を図ること。

また、拡充型では、本社機能業務に従事する従業員数について、増加だけでなく、維持も対象とするなど認定要件を緩和すること。

- 4 オフィス減税の対象施設は新設、増設又は新築の購入により取得した建物等に限
定されているが、オフィスビルの賃借によって本社機能に移転する事例が非常に多
いことから、賃借の場合においても十分なインセンティブとなるようオフィス減税
の拡充を行うこと。また、税制優遇の上限額の引き上げや同一事業年度における「オ
フィス減税」と「雇用促進税制」の併用を可能とすること。

令和7年8月4日
指定都市市長会